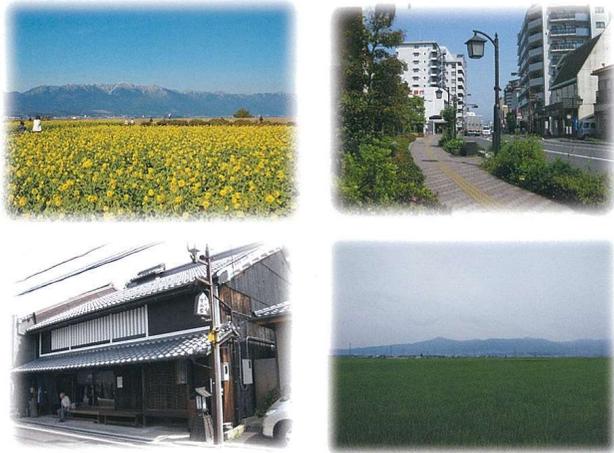


# 守山市の屋外広告物のルールについて

## ～ 守山市屋外広告物条例 ～



ポスター、立て看板や広告塔などの屋外広告は、私たちの生活に深く関わっており、欠くことのできないものとなっています。しかし、屋外広告物が無秩序に設置されれば、あるいは適切に管理されなければ、まちの景観が損なわれ、生活の安全性が失われる場合もあります。そこで、守山市ではこうした事態を防ぐため、屋外広告物に関する独自のルール（守山市屋外広告物条例）を定めました。守山市内で屋外広告物を設置する場合には、このルールに従い所定の手続きを行わなければなりません。

- 屋外広告物とは何？ ①へ
- 広告物を設置する場合の手続きは？ ②へ
- 広告物を設置した後は？ ③へ
- 条例に違反した場合は？ ④へ
- 設置できない広告物と場所は？ ⑤へ
- 広告物の規制内容は？ ⑥へ

このパンフレットは屋外広告物を設置しようとする方をはじめ、広く市民の皆様に屋外広告物についてのルールを理解していただくため、その概要をまとめたものです。このルールを守り、『のどかな田園都市』に相応しい景観形成を目指して、優れたデザインの屋外広告物を設置し、適切に管理していただきますようお願いいたします。

### 守山市都市計画・地域交通課

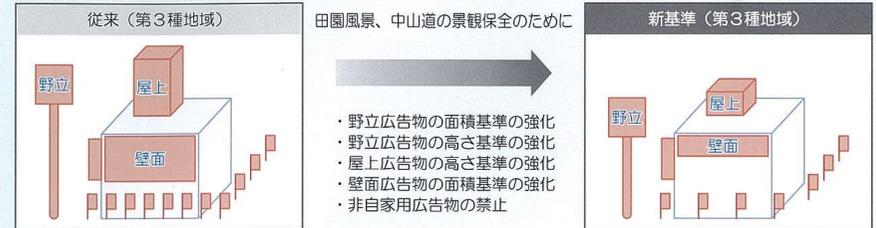
〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

(TEL) 077-582-1132 (FAX) 077-582-6947 (URL) <http://www.city.moriyama.lg.jp/>

# 守山市屋外広告物条例について

「守山市屋外広告物条例」（平成22年4月1日施行）では、平成20年6月に施行した景観計画に合わせた規制基準を設けています。規制内容の主な変更点は次の通りです。

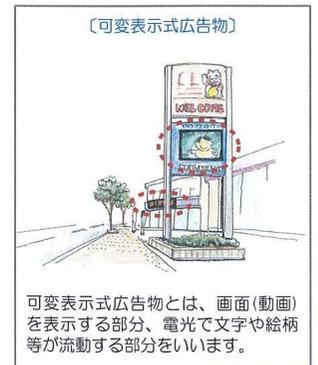
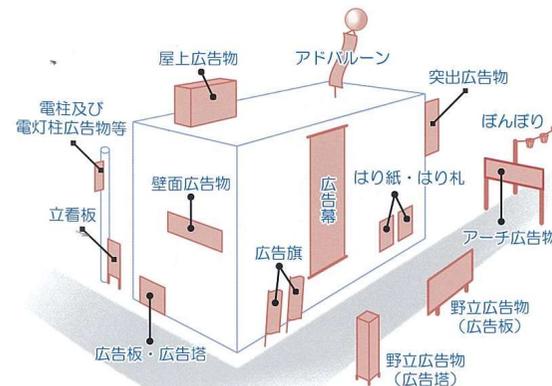
- 地域区分を従来の禁止地域と許可地域の2区分から、守山市景観計画の景観類型に合わせた5区分（第1種地域～第5種地域）としました。
- 新たに色彩基準を設定しました。
- 新たに「可変表示式広告物」、「のぼり」についての規制基準を設定しました。
- 田園風景、中山道の景観を保全するため規制基準を強化しました。



## 1 屋外広告物とは

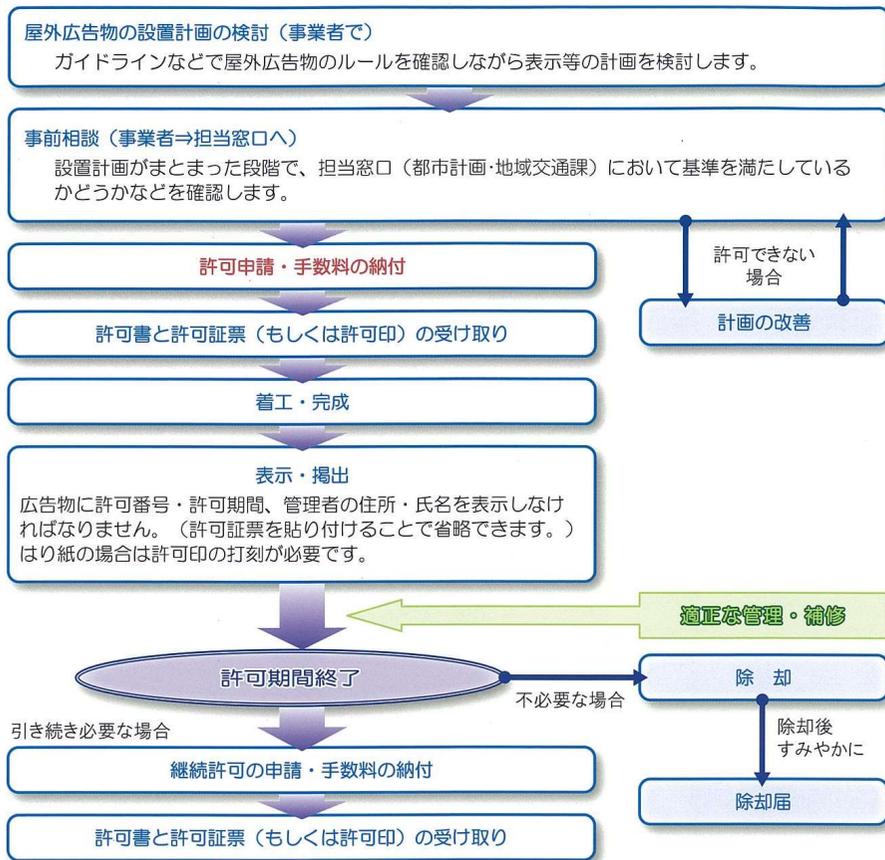
営利や宣伝を目的とするものに限らず、また、その表示内容の如何に関わらず、次の4つの要件を全て満たしているものは屋外広告物法に基づく屋外広告物となります。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示される（建築物などの外側にある）もの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板、立て看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲示され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの



## 2 屋外広告物を設置する場合の手続き

屋外広告物を設置する際には、原則として市長の許可が必要です。また、許可申請の際には手数料が必要となります。手続きは次の手順に従って行います。



## 3 屋外広告物を設置した後は

### 管理

屋外広告物を設置した後においても、屋外広告物等を設置したもの、あるいは管理するものは、その良好な状態を保持するため、補修その他必要な管理を怠らなければなりません。

### 改装または改造の許可

屋外広告物を表示あるいは管理するものは、その改装（色彩の変更を含みます。）または改造を行う場合には市長の許可を受けなければなりません。（ただし、軽微な改装・改造については必要ありません。）

### 継続の許可

許可期間が満了した後に、引き続き広告物等を設置する必要がある場合には、継続のための許可を受けなければなりません。

### 除却

許可期間が満了した時（引き続き許可を受けない場合）、許可が取り消された時、またはその屋外広告物が不要でなくなった時には、すみやかに除却するとともに、市長に除却届を提出しなければなりません。

## 4 違反広告物の取り扱い

### 措置命令

禁止されている物件に広告物の表示等を行っているもの、広告物が適切に管理されていないものに対しては、必要な措置を講じるよう命令する場合があります。

### 許可の取り消し

措置命令に従わないもの、許可申請に虚偽の記載があったものなどに対して、許可を取り消す場合があります。

### 除却命令

無許可で広告物を表示したもの、禁止された広告物を表示したもの、許可期間満了後も広告物を除却しなかったものに対しては、その**広告物の除却を命令する**場合があります。

### 罰則

屋外広告物条例に違反した場合には、次のような罰則があります。

- ① 無許可で広告物を表示したもの、禁止された広告物を表示したもの、許可期間満了後も広告物を除却しなかったものなどには、30万円以下の罰金が科される場合があります。
- ② 違反広告物に対する市長の除却命令に違反したものには50万円以下の罰金が科される場合がある。
- ③ 立ち入り検査を拒んだものなどには20万円以下の罰金が科される場合があります。

## 5 禁止広告物および禁止物件

### ● 禁止広告物

次の状態にある広告物を表示・掲出することは禁止されています。

- ① 汚れや色あせ、または塗料等のはく離が著しいもの
- ② 破損や老朽の度合いが著しいもの
- ③ 倒壊または落下のおそれのあるもの
- ④ 信号機または道路標識等に類似しているもの、またはこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの（車道か歩道かは問わない）

### ● 禁止物件

次の物件などには、広告物を表示・掲示することは禁止されています。



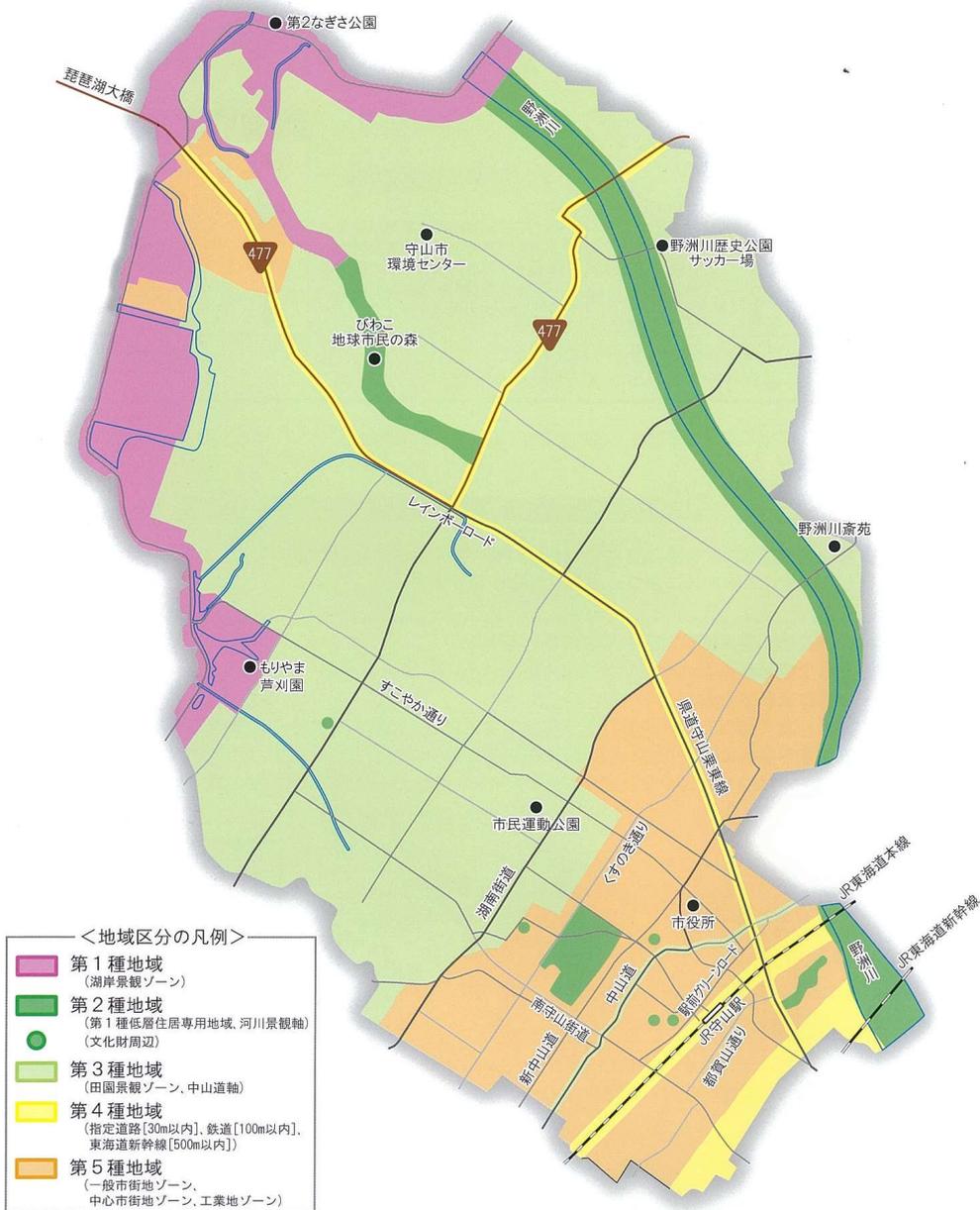
この他、道路の路面に屋外広告物を表示することは禁止されています。

# 6 許可基準

守山市内で屋外広告物を設置する場合は、地域区分による規制基準に適合させなければなりません。

## 地域区分

守山市では、市全域を5つの地域に区分して、地域ごとに許可基準を定めています。



## 一般基準

全ての地域に共通する基準として、以下の5つの一般基準を定めています。

- 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること。
- 原則として地色は、黒および原色を使用しないこと。(※)
- 蛍光および発光を伴う塗料または材料を用いないこと。
- 照明を伴うものにあつては、昼間においても良好な景観または風致を害しないこと。
- ネオンにあつては、その点滅速度は努めて緩やかなものとする。

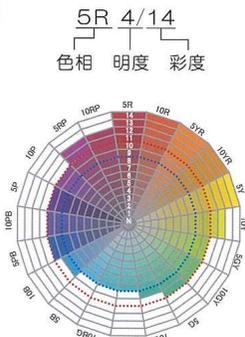
※地色の黒および原色について、マンセル表色系を用いて次のとおり定義します。  
〔黒の定義〕 無彩色 (N) で明度が3.0未満のもの  
〔原色の定義〕 色相が赤(R)・青(B)・黄(Y)で、彩度が13.0を超えるもの

## 色彩基準

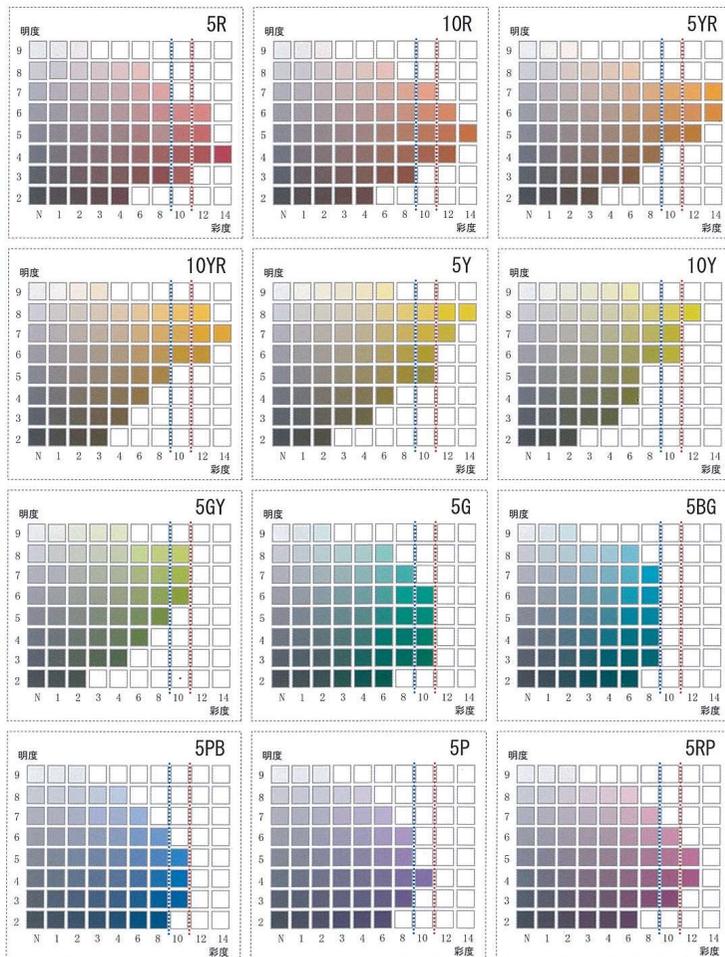
第1種地域、第2種地域、第3種地域では、自家用広告物及び案内図板の表示面(地色のみ)の色彩(彩度)に基準を設けています。

### 色彩基準の見方

守山市では色彩を表すためにマンセル表色系を用いています。見方は以下の通りです。色相記号、明度の尺度値、彩度の尺度値を、【色相 明度/彩度】の順に表記します。



印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。



..... は、第1種地域の色彩基準、..... は、第2種地域・第3種地域の色彩基準を示しています。この線よりも彩度が高い色彩は基準に適合しないことになります。

規制項目	地域区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域
<b>自家用広告物（※1）</b>						
総量規制（㎡）		総面積5㎡以下は許可申請不要	総面積5㎡以下は許可申請不要	総面積5㎡以下は許可申請不要	総面積10㎡以下は許可申請不要	総面積10㎡以下は許可申請不要
色彩	面積	15㎡（用途地域除く）	15㎡	—	—	—
	高さ	・表示面の地色（※3）の彩度は、全ての色相で10を超えないこと。 ・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。	・表示面の地色（※3）の彩度は、全ての色相で8を超えないこと。 ・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。	・表示面の地色（※3）の彩度は、全ての色相で8を超えないこと。 ・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。	・表示面の地色（※3）の彩度は、全ての色相で8を超えないこと。 ・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。	・表示面の地色（※3）の彩度は、全ての色相で8を超えないこと。 ・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。
野立	面積	—	—	15㎡（一面7.5㎡）以下	—	—
	高さ	10㎡以下	10㎡以下	10㎡以下	【その他】20㎡以下 【住居系】10㎡以下（※5）	【その他】20㎡以下 【住居系】10㎡以下（※5）
屋上	面積	設置できない	—	—	—	—
	高さ	設置できない	（建築物）×2/3かつ3㎡以下	（建築物）×2/3かつ3㎡以下	【その他】（建築物）×2/3かつ20㎡以下 【住居系】（建築物）×2/3かつ10㎡以下（※5）	【その他】（建築物）×2/3かつ20㎡以下 【住居系】（建築物）×2/3かつ10㎡以下（※5）
壁面	面積	（鉛直投影壁面積）×1/4以下	（鉛直投影壁面積）×1/4以下	（鉛直投影壁面積）×1/4以下	【その他】（鉛直投影壁面積）×1/2以下 【住居系】（鉛直投影壁面積）×1/3以下（※5）	【その他】（鉛直投影壁面積）×1/2以下 【住居系】（鉛直投影壁面積）×1/3以下（※5）
	高さ	—	—	—	—	—
突出	面積	—	—	—	—	—
	高さ	【歩道】高さ：2.7m以上、幅：1.5m以内 【車道】高さ：4.7m以上、幅：1.5m以内	【歩道】高さ：2.7m以上、幅：1.5m以内 【車道】高さ：4.7m以上、幅：1.5m以内	【歩道】高さ：2.7m以上、幅：1.5m以内 【車道】高さ：4.7m以上、幅：1.5m以内	【歩道】高さ：2.7m以上、幅：1.5m以内 【車道】高さ：4.7m以上、幅：1.5m以内	【歩道】高さ：2.7m以上、幅：1.5m以内 【車道】高さ：4.7m以上、幅：1.5m以内
可変表示式	面積	10㎡（片面5㎡）以下	10㎡（片面5㎡）以下	10㎡（片面5㎡）以下	10㎡（片面5㎡）以下	10㎡（片面5㎡）以下
	その他	強い光を放つものは原則禁止	強い光を放つものは原則禁止	強い光を放つものは原則禁止	強い光を放つものは原則禁止	強い光を放つものは原則禁止
のぼり	面積	表示面積は1.5㎡以下とすること。	表示面積は1.5㎡以下とすること。	表示面積は1.5㎡以下とすること。	表示面積は1.5㎡以下とすること。	表示面積は1.5㎡以下とすること。
	相互間距離	道路と敷地との境界から5㎡以内の場所に掲出するものについては、相互間の距離を5㎡以上とすること。	道路と敷地との境界から5㎡以内の場所に掲出するものについては、相互間の距離を5㎡以上とすること。	道路と敷地との境界から5㎡以内の場所に掲出するものについては、相互間の距離を5㎡以上とすること。	道路と敷地との境界から5㎡以内の場所に掲出するものについては、相互間の距離を5㎡以上とすること。	道路と敷地との境界から5㎡以内の場所に掲出するものについては、相互間の距離を5㎡以上とすること。
<b>非自家用広告物（※1）</b>						
総量規制（㎡）		設置できません	設置できません	設置できません	すべて許可が必要	すべて許可が必要
色彩	面積	×	×	×	—	—
	高さ	×	×	×	×	【その他】20㎡以下 【住居系】10㎡以下（※5）
野立	面積	×	×	×	—	—
	高さ	×	×	×	×	【その他】（建築物）×1/2かつ10㎡以下 【住居系】（建築物）×1/2かつ5㎡以下（※5）
屋上	面積	×	×	×	—	—
	高さ	×	×	×	×	【その他】（建築物）×1/2かつ10㎡以下 【住居系】（建築物）×1/2かつ5㎡以下（※5）
壁面	面積	×	×	×	【その他】（鉛直投影壁面積）×1/2以下 【住居系】（鉛直投影壁面積）×1/3以下（※5）	【その他】（鉛直投影壁面積）×1/2以下 【住居系】（鉛直投影壁面積）×1/3以下（※5）
	高さ	×	×	×	—	—
突出	面積	×	×	×	—	—
	高さ	×	×	×	×	【歩道】高さ：2.7m以上、幅：1.5m以内 【車道】高さ：4.7m以上、幅：1.5m以内
可変表示式	面積	×	×	×	×	10㎡（片面5㎡）以下
	その他	×	×	×	×	強い光を放つものは原則禁止
のぼり	面積	×	×	×	×	表示面積は1.5㎡以下とすること。
	相互間距離	×	×	×	×	道路と敷地との境界から5㎡以内の場所に掲出するものについては、相互間の距離を5㎡以上とすること。
<b>案内図板（※2）</b>						
色彩		すべて許可が必要	すべて許可が必要	すべて許可が必要	すべて許可が必要	すべて許可が必要
面積	高さ	・表示面の地色（※3）の彩度は、全ての色相で10を超えないこと。 ・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。	・表示面の地色（※3）の彩度は、全ての色相で8を超えないこと。 ・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。	・表示面の地色（※3）の彩度は、全ての色相で8を超えないこと。 ・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。	・表示面の地色（※3）の彩度は、全ての色相で8を超えないこと。 ・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。	・表示面の地色（※3）の彩度は、全ての色相で8を超えないこと。 ・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。
	高さ	3㎡以下（片面）	5㎡以下（片面）	5㎡以下（片面）	5㎡以下（片面）	5㎡以下（片面）
集約化	高さ	4.5m以下（脚を含む）	4.5m以下（脚を含む）	4.5m以下（脚を含む）	4.5m以下（脚を含む）	4.5m以下（脚を含む）
	集約化	2人以上なら5㎡以下	10人以上なら15㎡以下	10人以上なら15㎡以下	10人以上なら15㎡以下	10人以上なら15㎡以下
個数	個数	同一広告主は同一地域（※4）内に2個以内	同一広告主は同一地域（※4）内に2個以内	同一広告主は同一地域（※4）内に2個以内	同一広告主は同一地域（※4）内に2個以内	同一広告主は同一地域（※4）内に2個以内
	表示内容	地図や道路名、矢印や距離等の表示面積が40%以上占めていること。	地図や道路名、矢印や距離等の表示面積が40%以上占めていること。	地図や道路名、矢印や距離等の表示面積が40%以上占めていること。	地図や道路名、矢印や距離等の表示面積が40%以上占めていること。	地図や道路名、矢印や距離等の表示面積が40%以上占めていること。
その他	その他	・同一の広告主が表示する場合は500m以上間隔を離すこと。	・同一の広告主が表示する場合は500m以上間隔を離すこと。	・同一の広告主が表示する場合は500m以上間隔を離すこと。	・同一の広告主が表示する場合は500m以上間隔を離すこと。 ・【指定道路、鉄道】100m以上離すこと。（※6） ・【東海道新幹線】300m以上離すこと。（※6）	・同一の広告主が表示する場合は500m以上間隔を離すこと。
	その他	—	—	—	—	—
<b>電柱の類を利用した広告物</b>						
色彩		設置できません	設置できません	すべて許可が必要	すべて許可が必要	すべて許可が必要
巻き付け	面積	×	×	—	—	—
	下端の高さ	×	×	1.2m以上	1.2m以上	1.2m以上
袖付け	長さ	×	×	1.8m以下	1.8m以下	1.8m以下
	面積	×	×	1.2㎡以下	1.2㎡以下	1.2㎡以下
袖付け	下端の高さ	×	×	【歩道】高さ：2.7m以上、幅：0.9m以内 【車道】高さ：4.7m以上、幅：0.9m以内	【歩道】高さ：2.7m以上、幅：0.9m以内 【車道】高さ：4.7m以上、幅：0.9m以内	【歩道】高さ：2.7m以上、幅：0.9m以内 【車道】高さ：4.7m以上、幅：0.9m以内
	長さ	×	×	1.5m以下	1.5m以下	1.5m以下
その他		×	×	・原則として歩道または民地側へ向けて設置するものであること。 ・広告物の個数は、1柱につき巻き付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内とすること。	・原則として歩道または民地側へ向けて設置するものであること。 ・広告物の個数は、1柱につき巻き付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内とすること。	・原則として歩道または民地側へ向けて設置するものであること。 ・広告物の個数は、1柱につき巻き付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内とすること。

※1 自家用広告物とは、自己の店名や事業内容等を広告するために自己の事業所等に表示する広告物をいい、非自家用広告物とは自家用広告物に該当しないものをいう。  
 ※2 案内図板とは、誘導することを目的として広告物に矢印や案内地図等を記載しているものをいう。  
 ※3 地色とは、文字その他の具体的な図柄以外の色の全てをいう。

※4 同一地域とは、100m×100mの区間をいう。  
 ※5 【住居系】とは、都市計画法で定められた用途地域のうち住宅、住居の良好な環境を守ることを目的に指定された区域をいう。  
 ※6 指定道路、鉄道、東海道新幹線の沿道沿線についての広告物間の相互距離。